

平成 23 年 度 第 5 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 23 年 11 月 24 日 (木)

午後 3 時 30 分 ~

会 場 宇都宮市役所 14 階

14 A 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第 1 号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

(2) その他

3 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

平成23年7月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	木村 由美子	市議会議員
	荒川 恒男	〃
	藤井 弘一	〃
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部会員
	鹿野 順子	〃 女性部会員
	吉田 利夫	市農業委員会会長職務代理者
	相場 カツ子	市農業委員会委員
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代 表	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	〃
	菊池 進一	〃
	小林 豊	市歯科医師会会長
	菊地 善郎	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	斉藤 さちこ	市議会議員
	福田 智恵	〃
	角田 和之	〃
	中山 勝二	〃
	岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会 委員
第4号委員 被用者保険等 被保険者代表	野中 貞明	栃木県トラック健康 保険組合 常務理事
	手塚 寛文	全国健康保険協会栃木支部 業務部 部長
	直井 茂	栃木県市町村職員共済組合 事務局 局長

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
手 塚 英 和	保健福祉部長
川 中 子 武 保	保健福祉部次長
横 山 恭 久	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
水 沼 行 博	保健福祉部保険年金課長
本 澤 利 明	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
鈴 木 信 晴	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
吉 井 貴 久	保険年金課管理グループ総括主査
高 橋 聰	保険年金課国保給付グループ総括主査
高 橋 英 之	保険年金課国保税グループ総括主査
古 川 信 也	保険年金課収納グループ総括主査
佐 野 直 子	保険年金課滞納整理グループ総括主査

協議第 1 号 国民健康保険税の税率等の見直しについて

1 応能・応益割合 資料 1

(1) 概況

- ・ 国民健康保険は、被保険者全体で制度を支えるという観点から、被保険者の経済的負担能力に応じて負担する応能割（所得割，資産割）と、受益に応じた負担である応益割（被保険者均等割，世帯別平等割）より課税される。
- ・ 地方税法では、応能・応益の割合は負担と受益のバランスから 50 対 50 が標準割合となっており、各市町村が実情に応じ決定している。本市では応能・応益の割合はおおむね 50 対 50 となっている。

応能・応益割合（50 対 50）の割合を変えた場合の影響

応能の割合を増やすと、中間所得層の負担が重くなる。

応益の割合を増やすと、低所得層の負担が重くなる。

(2) 論点

- ・ 応能・応益割合を変更するか否か。
- ・ 変更する場合は、応能・応益の割合をどうするか。

(3) 対応（案）

A 案：現状どおり

負担と受益のバランスの観点から、応能・応益割合は標準とされている 50 対 50 を継続する（現状維持）。

B 案：変更

中間所得層の負担が重くなるものの、低所得層の負担が軽減することなどから、応益割合を下げ、応能割合を上げる。

(4) 提案

- ・ 応能・応益割合の見直しは、中間所得層や低所得世帯の負担が重くなる。また、国は 50 対 50 の割合を標準としており、他の中核市においてもおおむね 50 対 50 の割合となっていることから、応能・応益割合の変更は

しない。

なお、現在、国において、低所得層への保険税軽減の拡充等が検討されており、動向を見極める必要がある。

2 賦課方式 資料 2

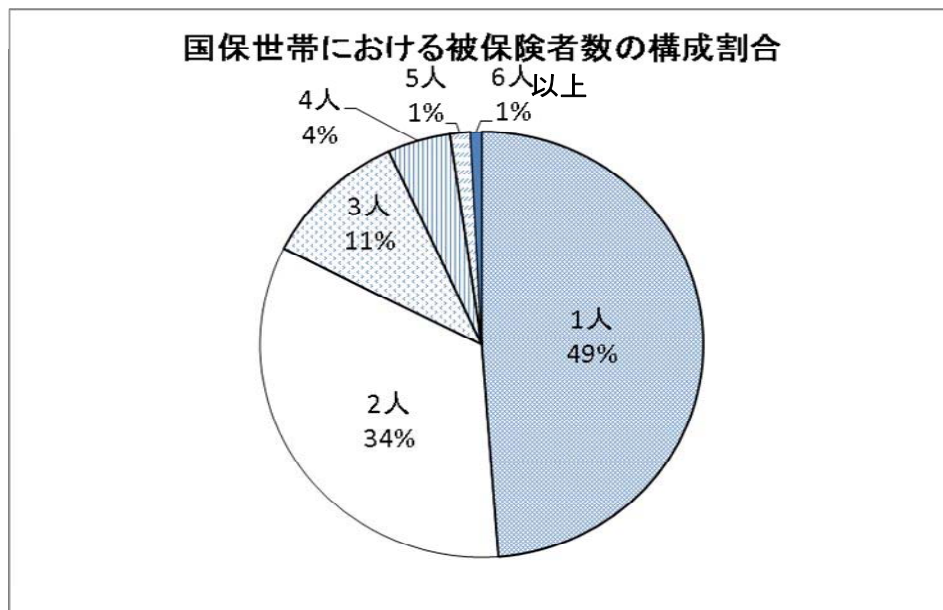
(1) 概況

- ・ 賦課方式については、応能原則、応益原則を具体的に実現するため、地方税法において、3つの方式（ ）が規定されている。
- ・ 本市では、平成19年度の運営協議会の答申で、資産割については、資産の所有が担税力と必ずしも一致していないことや、後期高齢者医療制度においては、資産割が課税されていないことなどから、資産割を廃止し、平成20年度に4方式から3方式に変更した。
- ・ 2方式（所得割、被保険者均等割）へ変更した場合、1人世帯では負担減となるが、2人以上の世帯では、被保険者数の多い世帯ほど負担増となる。
- ・ 都道府県を単位とした国保の広域化が検討されている。

（ ）4方式---県内市町の約9割で採用しており、所得割、均等割、平等割、
資産割で構成

3方式---中核市の約8割で採用しており、所得割、均等割、平等割で構成

2方式---多くの政令指定都市で採用しており、所得割、均等割で構成



(2) 論点

- ・ 賦課方式を変更するか否か。
(変更する場合は、2方式)

4方式については、平成19年度をもって廃止したところであるため、検討の対象としない。

(3) 対応(案)

A案 : 現状どおり

平成20年度に賦課方式を4方式から3方式に変更したばかりであり、新たな方式(2方式)への変更は混乱を招くことになる。

また、都道府県を単位とした国保の広域化の動向に留意する必要があるため、賦課方式は変更せず3方式を継続する。

B案 : 変更

1人世帯が全体の半数近い(48.8%)ことから、世帯別平等割を廃止し2方式に変更する。なお、被保険者への影響を考慮し、2方式への変更は被保険者均等割と世帯別平等割を調整し、段階的に行なう。

(4) 提案

- ・ 1人世帯の構成割合は、全体の48.8%であり、そのうち、約5割の世帯は、応益割(均等割・平等割)の軽減を受けている。
- ・ 3方式への変更は、平成20年度からであり、短期間での2方式への変更は被保険者に混乱を招くことになる。

また、2方式への変更は、1人世帯の応益割の更なる軽減となるが、2人以上の子育て世帯などへの負担が増えることから、これらの世帯に配慮する必要があるため、3方式を継続する。

3 税率

(1) 概況

- ・ 税率については基本的に2年ごとに見直しを行っている。
- ・ 平成21年度の運営協議会からの答申で、他都市に比べ、収納率が低調で

あることや保険税額が高い水準にあること、また、経済状況が低迷している中、個人所得も伸び悩んでいることから、被保険者に負担を強いることは困難との答申を踏まえ、税率の引き上げを見合わせた。

- ・ 仮に、平成24年度に見込まれる財源不足を保険税で確保する場合、1人当たり 7,466円の負担増となる。

(2) 論点

- ・ 今後2年(24・25年度)の税率について、変更するか否か。
- ・ 変更する場合は税率をどうするか。

(3) 対応(案)

A案 : 現状どおり

税率の引き上げは困難な状況であることから現状維持とする。

これにより不足する財源には一般会計からの繰入を求めることになるが、財政健全化に向けた更なる経営努力を行ない、繰入額の縮減に努める。

B案 : 変更

事業に必要な財源は保険税で賄うのが原則であることから税率を引き上げる。

(4) 提案

- ・ 平成21年度の運営協議会での議論と同様、現時点においても、個人所得や経済状況などに変化がないことや、国保経営改革プランに基づき、収納率の向上に取り組んでいるところであり、その効果も徐々に表れているところであるが、更に目標に向かって邁進する必要があることから、税率を引き上げる状況ではなく現状維持とする。

4 課税限度額

(1) 概況

- ・ 保険税負担の応能原則の適用に一定の限度を設ける必要から、課税限度額が地方税法で規定されており、その範囲内で市町村は課税限度額を設定している。

- ・ 国は今後，最高限度額を協会けんぽの限度額を目安に110万円程度まで段階的に引き上げる方針である。
- ・ 政令の改正により本年4月から課税限度額が77万円に引き上げられた。
(宇都宮市は現在73万円)
- ・ 政令の限度額でないと国庫補助(財政調整交付金)が減額となる。
- ・ 課税限度額の引き上げは，限度額に到達する高所得世帯に負担増となる。

< 課税限度額の現状 >

(単位：円)

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分	合計
宇都宮市	500,000	130,000	100,000	730,000
国	510,000	140,000	120,000	770,000

介護保険分は，40歳～64歳の被保険者が対象

< 参考 > 改定の影響

- ・ 影響を受ける対象

【例】大人2人，子ども2人の4人世帯の場合

世帯総所得が約690万円超

- ・ 影響を受ける世帯数

課税限度額超過世帯 約3,800世帯(全世帯の約5%)

1世帯あたり 25,526円の負担増

- ・ 歳入への影響

引き上げによる増収の見込 約9,700万円

《内訳》 保険税 約9,200万円

国庫補助(財政調整交付金) 約500万円

(2) 論点

- ・ 政令の改定に合わせ，課税限度額を変更するか否か。
- ・ 変更する場合は限度額をどうするか。

(3) 対応（案）

A案：現状どおり

高所得世帯の負担増となるので，引き上げは行なわず現状維持とする。

B案：変更

高所得世帯にとっては負担増となるが，応能負担の考え方や公平性の確保の観点から，政令の限度額（77万円）まで引き上げを行う。

(4) 提案

- ・ 国保における高所得者世帯の負担については，課税の上限が設けられているため，国保における他の所得階層や，被用者保険に比べ，負担率が低く抑えられている。

特に，国保に次いで加入者が多い協会けんぽでの上限は110万円であり，大きな開きがあることから，制度間の負担の格差をなくすためにも，政令の限度額（77万円）まで引き上げを行う。

【参考1】所得階層別負担割合の比較

応能割（所得割・医療分） 1人世帯

		現 行	
		税 額	負 担 率
応能割	所得割	6.00%	
応益割	均等割	23,300円	
	平等割	20,000円	
課税限度額		50万円	
所得区分	所得 33万円 (7割軽減世帯)	12,900	3.91%
	(5割軽減世帯)	対象外	
	所得 68万円 (2割軽減世帯)	55,600	8.18%
	所得 200万円	143,500	7.18%
	所得 300万円	203,500	6.78%
	所得 400万円	263,500	6.59%
	所得 500万円	323,500	6.47%
	所得 600万円	383,500	6.39%
	所得 800万円	500,000	6.25%
	所得 900万円	500,000	5.56%

【参考2】各保険者における保険料（税）の比較

2人世帯， 収入2,000万円，ともに55歳

保険の種類	年 額	内 訳	
		自 己 負 担	事 業 主 負 担
国民健康保険	730,000円	730,000円	-
共 済 組 合	1,775,070円	887,535円	887,535円
健 保 組 合	1,711,128円	684,451円	1,026,677円
協 会 け ん ぽ	2,187,216円	1,093,608円	1,093,608円

応能割（所得割）変更の影響（医療分）

【1人世帯】

		現 行		応能割増		影響	
		税額	負担率	税額	負担率	増加額	増加率
応能割	所得割	6.00%		6.55%			
	均等割	23,300円		23,300円			
応益割	平等割	20,000円		20,000円			
課税限度額		50万円		50万円			
所得区分	所得 33万円 (7割軽減世帯)	12,900	3.91%	1290000.00%	3.91%	0	0.00%
	(5割軽減世帯)	対象外		対象外		-	-
	所得 68万円 (2割軽減世帯)	55,600	8.18%	57,500	8.46%	1,900	3.42%
	所得 200万円	143,500	7.18%	152,600	7.63%	9,100	6.34%
	所得 300万円	203,500	6.78%	218,100	7.27%	14,600	7.17%
	所得 400万円	263,500	6.59%	283,600	7.09%	20,100	7.63%
	所得 500万円	323,500	6.47%	349,100	6.98%	25,600	7.91%
	所得 600万円	383,500	6.39%	414,600	6.91%	31,100	8.11%
	所得 800万円	500,000	6.25%	500,000	6.25%	0	0.00%
	所得 900万円	500,000	5.56%	500,000	5.56%	0	0.00%

【2人世帯】

		現 行		応能割増		影響	
		税額	負担率	税額	負担率	増加額	増加率
応能割	所得割	6.00%		6.55%			
	均等割	23,300円		23,300円			
応益割	平等割	20,000円		20,000円			
課税限度額		50万円		50万円			
所得区分	所得 33万円 (7割軽減世帯)	19,900	6.03%	19,900	6.03%	0	0.00%
	所得 57.5万円 (5割軽減世帯)	48,000	8.35%	49,300	8.57%	1,300	2.71%
	所得 103万円 (2割軽減世帯)	95,200	9.24%	99,100	9.62%	3,900	4.10%
	所得 200万円	166,800	8.34%	175,900	8.80%	9,100	5.46%
	所得 300万円	226,800	7.56%	241,400	8.05%	14,600	6.44%
	所得 400万円	286,800	7.17%	306,900	7.67%	20,100	7.01%
	所得 500万円	346,800	6.94%	372,400	7.45%	25,600	7.38%
	所得 600万円	406,800	6.78%	437,900	7.30%	31,100	7.65%
	所得 800万円	500,000	6.25%	500,000	6.25%	0	0.00%
	所得 900万円	500,000	5.56%	500,000	5.56%	0	0.00%

応益割（均等割・平等割）変更の影響（医療分）

【1人世帯】

		現 行		応能割増		影響	
		税額	負担率	税額	負担率	増加額	増加率
応能割	所得割	6.00%		6.00%			
	均等割	23,300円		25,800円			
応益割	平等割	20,000円		21,500円			
課税限度額		50万円		50万円			
所得区分	所得 33万円 (7割軽減世帯)	12,900	3.91%	14,100	4.27%	1,200	9.30%
	(5割軽減世帯)	対象外		対象外		-	-
	所得 68万円 (2割軽減世帯)	55,600	8.18%	58,800	8.65%	3,200	5.76%
	所得 200万円	143,500	7.18%	147,500	7.38%	4,000	2.79%
	所得 300万円	203,500	6.78%	207,500	6.92%	4,000	1.97%
	所得 400万円	263,500	6.59%	267,500	6.69%	4,000	1.52%
	所得 500万円	323,500	6.47%	327,500	6.55%	4,000	1.24%
	所得 600万円	383,500	6.39%	387,500	6.46%	4,000	1.04%
	所得 800万円	500,000	6.25%	500,000	6.25%	0	0.00%
	所得 900万円	500,000	5.56%	500,000	5.56%	0	0.00%

【2人世帯】

		現 行		応能割増		影響	
		税額	負担率	税額	負担率	増加額	増加率
応能割	所得割	6.00%		6.00%			
	均等割	23,300円		25,800円			
応益割	平等割	20,000円		21,500円			
課税限度額		50万円		50万円			
所得区分	所得 33万円 (7割軽減世帯)	19,900	6.03%	21,900	6.64%	2,000	10.05%
	所得 57.5万円 (5割軽減世帯)	48,000	8.35%	51,200	8.90%	3,200	6.67%
	所得 103万円 (2割軽減世帯)	95,200	9.24%	100,400	9.75%	5,200	5.46%
	所得 200万円	166,800	8.34%	173,300	8.67%	6,500	3.90%
	所得 300万円	226,800	7.56%	233,300	7.78%	6,500	2.87%
	所得 400万円	286,800	7.17%	293,300	7.33%	6,500	2.27%
	所得 500万円	346,800	6.94%	353,300	7.07%	6,500	1.87%
	所得 600万円	406,800	6.78%	413,300	6.89%	6,500	1.60%
	所得 800万円	500,000	6.25%	500,000	6.25%	0	0.00%
	所得 900万円	500,000	5.56%	500,000	5.56%	0	0.00%

応益割の見直し(3方式から2方式への変更)の試算

応益割の課税額

単位：円

世帯の 被保険者数	割合 (%)	3方式			2方式 被保険者均等割	増減
		被保険者均等割	世帯別平等割	計(応益割)		
1	48.80	31,500	27,000	58,500	46,800	11,700
2	33.63	63,000	27,000	90,000	93,600	3,600
3	10.70	94,500	27,000	121,500	140,400	18,900
4	4.57	126,000	27,000	153,000	187,200	34,200
5	1.52	157,500	27,000	184,500	234,000	49,500
6	0.54	189,000	27,000	216,000	280,800	64,800
7	0.19	220,500	27,000	247,500	327,600	80,100
8	0.03	252,000	27,000	279,000	374,400	95,400

9人以上の世帯は省略

賦課方式と標準割合

